
第3章 所属団体

第1節 総則

第49条〔定義〕

次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加盟チーム

本協会の制定したサッカー競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの

(2) 都道府県サッカー協会

各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体であって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの

(3) 地域サッカー協会

全国を次の9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー協会がそれぞれ共同して設置した地域組織（ただし、北海道に関しては、北海道サッカー協会を地域組織とみなす）

地 域	都 道 府 県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	長野、新潟、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(4) 準加盟チーム

本協会の制定したサッカー競技規則に基づきサッカーを行い、日本国内に在留する外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）を6名以上登録しているチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの

第2節 加盟チーム

第50条〔種別〕

- ① 加盟チームの種別は、次のとおりとする。

- (1) 第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム
 - (2) 第2種 18歳未満の選手により構成されるチーム。
ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない
 - (3) 第3種 15歳未満の選手により構成されるチーム。
ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない
 - (4) 第4種 12歳未満の選手により構成されるチーム。
ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない
 - (5) 女子 女子の選手により構成されるチーム
 - (6) シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム
- ② 前項に定める年齢は、当該年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。

第51条〔加盟登録〕

本協会に加盟登録しようとするチームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。

第52条〔加盟登録の手続き〕

- ① 加盟チームは、毎年4月末日までに、登録申請をしなければならない。都道府県サッカー協会は、5月20日までに（ただし、前条に規定する新たな加盟登録の場合には、その後遅延なく）承認しなければならない。
- ② 加盟登録は、第1項所定の申請が都道府県サッカー協会に到達したときに効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見されたときはこの限りではない。
- ③ 本協会主催の競技会に参加しようとする加盟チームについては、第1項および第2項の規定にかかわらず、その競技会の開始期日までにその加盟登録手続きが完了していなければならない。

第53条〔加盟チームの権利および義務〕

- ① 加盟チームは、次の事項に関する権利をもつ。
 - (1) 所在地の都道府県サッカー協会の組織単位としてその施策に関与すること
 - (2) 本協会、都道府県サッカー協会または地域サッカー協会が主催する競技会に参加すること（ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる）
- ② 加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規程およびその附属規程ならびにFIFA、AFC、本協会、都道府県サッカー協会または地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。
 - (1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会および地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること
 - (2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること
 - (3) 毎年第75条〔選手登録〕以下に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
 - (4) 第7章〔審判〕に定める資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること
 - (5) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること
 - (6) FIFA、AFC、本協会、都道府県サッカー協会または地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと
 - (7) いかなる時でもFIFA、AFC、本協会、都道府県サッカー協会もしくは地域サッカー協会の組織またはCASの規約、規則、指令および決定ならびに裁定等を完全に遵守すること。

- (8) 所属選手がFIFA、AFC、本協会、都道府県サッカー協会もしくは地域サッカー協会の組織またはCASの規約、規則、指令および決定ならびに裁定等を遵守することを確実にすること。
 - (9) 競技規則を尊重すること。
 - (10) 本規程およびその附属規程ならびにFIFA、AFC、本協会、都道府県サッカー協会または地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること。
- ③ 加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
 - ④ 加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。

第54条〔代表チームへの参加義務〕

加盟チームは、所属選手が本協会により代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害または疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

第55条〔加盟チームに対する制裁〕

加盟チームまたはこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、または本規程に違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチームまたは選手は本規程第12章にしたがって懲罰を科されるものとする。

第3節 都道府県サッカー協会

第56条〔権限〕

都道府県サッカー協会は、各都道府県におけるサッカー界を統括し、各都道府県におけるサッカーの普及および振興を図る。

第57条〔組織〕

- ① 都道府県サッカー協会は、次の機関および組織を保有しなければならない。
 - (1) 議決機関
 - (2) 執行機関
 - (3) 専門委員会（本協会の専門委員会に準じた組織および機能を有すること）
- ② 都道府県サッカー協会の名称には、「都」、「道」、「府」または「県」を明示しなければならない。
- ③ 都道府県サッカー協会は、支部を保有することができる。
- ④ 都道府県サッカー協会は、原則として、地区／市区郡町村サッカー協会を加盟団体とする。
- ⑤ 支部および地区／市区郡町村サッカー協会に関する規定等は、都道府県サッカー協会が別に定めるものとする。

第58条〔評議員の選任〕

- ① 都道府県サッカー協会は、第21条〔評議員の選任〕第1項に定めるところにより、それぞれ1名ずつ、本協会の評議員を選任しなければならない。

- ② 都道府県サッカー協会の代表者は、会長に対し、前項により選任した評議員の氏名を届け出なければならない。

第59条〔全国専務理事会議〕

- ① 会長は、必要と認めるときは、全国専務理事会議（都道府県サッカー協会の代表者会議）を招集することができる。
- ② 専務理事（都道府県サッカー協会の代表者）が前項の会議に出席することができないときは、理事がその代理として出席することができる。

第60条〔届出義務〕

- ① 都道府県サッカー協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 役員の名簿および業務分担表
 - (4) 執行機関および議決機関の議事録
- ② 都道府県サッカー協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 執行機関および議決機関の議事録
- ③ 都道府県サッカー協会は、次の事項に変更があったときは、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。
- (1) 本協会の評議員
 - (2) 役員
 - (3) 本協会に提出済みの規程、規約その他の書類

第61条〔登録料（分担金）〕

- ① 都道府県サッカー協会は、毎年5月末日までに、次項に定める方式により算出された登録料（分担金）を、本協会に納付しなければならない。
- ② 登録料（分担金）の金額は、次の各号の合計金額とする。
- (1) 第1種加盟チーム数 × 7,000円
 - (2) 第1種加盟チーム選手数 × 2,000円
 - (3) 第2種加盟チーム数 × 2,500円
 - (4) 第2種加盟チーム選手数 × 1,000円
 - (5) 第3種加盟チーム数 × 2,500円
 - (6) 第3種加盟チーム選手数 × 700円
 - (7) 第4種加盟チーム数 × 2,500円
 - (8) 第4種加盟チーム選手数 × 700円
 - (9) 女子加盟チーム（年齢を制限しない選手により構成される）数 × 7,000円
 - (10) 女子加盟チーム（18歳未満または高等学校・中学校・小学校在学中の選手により構成される）数 × 2,500円
 - (11) 女子加盟チーム選手（18歳以上）数 × 2,000円
 - (12) 女子加盟チーム選手（15歳以上18歳未満または高等学校在学中）数 × 1,000円
 - (13) 女子加盟チーム選手（15歳未満または中学校・小学校在学中）数 × 700円

- | | |
|------------------|-----------|
| (14) シニア加盟チーム数 | × 7, 000円 |
| (15) シニア加盟チーム選手数 | × 1, 500円 |

第4節 地域サッカー協会

第62条〔権限〕

地域サッカー協会は、サッカーの指導および普及に関する地域内の共通問題について審議するほか、競技会、講習会その他の事業を地域単位で実施することができる。

第63条〔経費の分担〕

都道府県サッカー協会は、当該地域の地域サッカー協会が前条の事業を行うために要する経費を分担するものとする。

第64条〔届出義務〕

地域サッカー協会は、事務所および役員の氏名を本協会に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

第5節 各種の連盟

第65条〔各種の連盟〕

- ① 本協会は、サッカー競技の普及および発展を図るため、各種の連盟を置くことができる。
- ② 次の各種の連盟に関する規程は、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 一般社団法人日本フットボールリーグ（JFL）
 - (2) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ（Lリーグ）
 - (3) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
 - (4) 全国社会人サッカー連盟
 - (5) 全国自治体職員サッカー連盟
 - (6) 全国自衛隊サッカー連盟
 - (7) 全国専門学校サッカー連盟
 - (8) 全国高等専門学校サッカー連盟
 - (9) 財団法人全国高等学校体育連盟サッカー部
 - (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
 - (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟サッカー部
 - (12) 一般財団法人日本フットサル連盟
 - (13) 全日本大学女子サッカー連盟

第6節 Jリーグ

第66条〔Jリーグの設置〕

- ① 日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会におけ

る交流および親善に貢献することを目的として、社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）を設置する。

- ② 前項の設置趣旨に基づき、本協会はＪリーグを国内における最上位のリーグとして有効に機能しうるよう優先的に取扱う。

第 67 条〔Ｊリーグに関する特則〕

Ｊリーグの組織および運営に関する事項は、理事会において別に定める。

第 67 条の 2〔Ｊクラブの株主〕

- ① Ｊクラブは、他のＪクラブの株式を保有してはならない。
- ② Ｊクラブは、何人を問わず、Ｊクラブの株式（公益法人にあつては正会員資格）に関し、直接たると間接たるとを問わず、同時に 2 クラブ以上の経営を支配できるだけの株式を保有させてはならない。

第 7 節 準加盟チーム

第 68 条〔準加盟チーム〕

- ① 準加盟チームに関する事項は、本節に定めるところによる。
- ② 学校教育法に基づく単一学校のチームについては、登録選手中に 6 名以上の外国籍の選手が登録されている場合であっても、本節の規定を適用しない。
- ③ 準加盟チームの種別は第 50 条〔種別〕に準ずる。

第 69 条〔外国籍扱いしない選手〕

- ① 日本で生まれ、次の各号のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、本規程の適用に関しては、外国籍の選手とはみなさない。
 - (1) 学校教育法第 1 条に定める学校において、教育基本法第 4 条に定める義務教育中の者または義務教育を終了した者
 - (2) 学校教育法第 1 条に定める高等学校または大学を卒業した者
- ② 前項の適用を受けるためには、加盟チームが「外国籍選手登録申請書（第 69 条に該当する選手）」《書式第 8 号》で本協会に申請し、理事会の承認を得ることを要するものとする。ただし、その適用は、加盟チームにつき 1 名に限るものとする。

第 70 条〔加盟登録〕

- ① 本協会に加盟登録しようとする準加盟チームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。
- ② 加盟登録の手続きは、第 52 条〔加盟登録の手続き〕に準ずる。

第 71 条〔出場資格〕

準加盟チームは、その所在地の都道府県サッカー協会が主催する競技会にのみ出場することができる。ただし、当該競技会の主催者が出場を認めた場合はこの限りではない。

第 72 条〔登録料（分担金）〕＜削除＞

第 73 条〔権利および義務〕

- ① 準加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本

規程およびその附属規程ならびにFIFA、AFC、本協会、都道府県サッカー協会または地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

- (1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会および地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること
 - (2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること
 - (3) 毎年第75条〔選手登録〕以下に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
 - (4) 第7章〔審判〕に定める審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること
 - (5) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること
 - (6) FIFA、AFC、本協会、都道府県サッカー協会または地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと
 - (7) いかなる時でもFIFA、AFC、本協会、都道府県サッカー協会もしくは地域サッカー協会の組織またはCASの規約、規則、指令および決定ならびに裁定等を完全に遵守すること。
 - (8) 所属選手がFIFA、AFC、本協会、都道府県サッカー協会もしくは地域サッカー協会の組織またはCASの規約、規則、指令および決定ならびに裁定等を遵守することを確実にすること。
 - (9) 競技規則を尊重すること。
 - (10) 本規程およびその附属規程ならびにFIFA、AFC、本協会、都道府県サッカー協会または地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること。
- ② 準加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
 - ③ 準加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。
 - ④ 準加盟チームは、所属選手が本協会により代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害または疾病のために、本協会の招聘に応じることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

第74条〔制裁〕

準加盟チームまたはこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、または本規程に違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチームまたは選手は本規程第12章にしたがって懲罰を科されるものとする。